



2017年5月19日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社  
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学  
 (コード番号 4689 東証第一部)  
 問 い 合 わ せ 先 最高財務責任者 大矢 俊樹  
 電 話 03-6898-8200

**譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2017年7月20日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 805,000株
(3) 発行価額	1株につき 486円
(4) 発行総額	391,230,000円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権及び金銭債権の現物出資による。
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 1名 100,000株 当社の従業員 90名 705,000株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。また、取締役1名に対する本新株発行については、2017年6月20日開催予定の第22回定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役及び当社の従業員(以下、まとめて「付与対象取締役等」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、付与対象取締役等と株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度「譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)」の導入を決議いたしました。詳細は本日公表の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、取締役に対する本制度の導入に関しては、2017年6月20日開催予定の第22回定時株主総会

において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件としています。本制度の概要等は以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

付与対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります(以下、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式を「本株式」といいます。)。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎とし、本株式を引き受ける付与対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、付与対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること等が含まれます。

今回の本制度に基づく本新株発行においては、本制度の目的、当社の業績、各付与対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の第23期事業年度(2017年4月1日～2018年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権及び金銭債権を合計391,230,000円、本株式を合計805,000株、付与することといたしました。また、譲渡制限期間については、本制度の導入目的を勘案し、約3年間といたしました。

なお、本株式は、割当予定先である当社の従業員90名に対しては、その引き受けを希望する者に対してのみ発行されることとなり、本新株発行においては、本株式を引き受ける従業員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本新株発行により従業員の賃金が減額されることはありません。今後の付与対象取締役等に対する特定譲渡制限付株式の付与については、本新株発行の効果、各事業年度の当社業績及び株式市場への影響等を斟酌して決定する予定です。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間 2017年7月20日～2020年8月1日

ただし、付与対象取締役等が、譲渡制限期間満了の3ヶ月前までに、病気療養、産休・育休、留学その他正当な理由により譲渡制限期間の延長を申請し、当社が承認した場合には、譲渡制限期間を1年間延長することができます。この場合、当該延長後の期間を譲渡制限期間とみなし、本割当契約の規定が適用されます。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

付与対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社(以下「当社グループ」といいます。)において、取締役、執行役、執行役員又は使用人(付与対象取締役等が当社グループ以外の会社、法人その他の団体に出向又は転籍した場合には、当該出向又は転籍先の取締役、執行役、執行役員又は使用人その他の役職員を含みます。以下、下記(3)において同じです。)のいずれかの地位にあったことをもって譲渡制限期間満了時に解除しま

す。

- (3) 譲渡制限期間満了前に、付与対象取締役等が任期満了、定年、会社都合による退職その他の正当な理由又は死亡により上記(2)に記載の地位を退任又は退職(以下「退任等」といいます。)した場合の取り扱い

#### 譲渡制限の解除時期

付与対象取締役等が、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了(ただし任期満了による退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除きます。)、定年、会社都合による退職、その他の正当な理由又は死亡により退任等した場合には、払込期日から当該退任等までの期間を譲渡制限期間とみなし、当該退任等の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。

#### 譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任等の直後の時点において付与対象取締役等(ただし、付与対象取締役等が死亡により退任等した場合は付与対象取締役等の相続人)が保有する本株式の全部について譲渡制限を解除します。

- (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得します。また、付与対象取締役等が譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、付与対象取締役等が当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得します。

- (5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、付与対象取締役等は、当該口座の管理の内容について同意することが必要です。

- (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において付与対象取締役等が保有する本株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

付与対象取締役等に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第23期事業年度(2017年4月1日~2018年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額については恣意性を排除した価額とするため、2017年5月18日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の

普通株式の終値である486円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であることから合理的と考えており、監査等委員会(社外取締役2名を含む取締役3名で構成)は、本日開催の取締役会において、特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しています。

なお、この価額は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月(2017年4月19日~2017年5月18日)終値単純平均値である490円(円未満切捨て。終値単純平均値において以下同じです。)からの乖離率は0.8%(小数点以下第2位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じです。)、3ヶ月(2017年2月20日~2017年5月18日)終値単純平均値である513円からの乖離率は5.3%、6ヶ月(2016年11月21日~2017年5月18日)終値単純平均値である488円からの乖離率は0.4%となっています。

## 5. 支配株主との取引等に関する事項

本新株発行は、その一部について、割当を受ける付与対象取締役等のうち1名が当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社の取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当します。

### (1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株発行は、法令及び諸規則等で定められた規定ならびに手続きに従って発行しています。また、払込金額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「2. 発行の目的及び理由」及び「3. 本割当契約の概要」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、当該取締役は、本新株発行に係る取締役会の審議及び決議には参加していません。

### (2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株発行の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない監査等委員である取締役の吉井伸吾氏及び鬼塚ひろみ氏より、本新株発行は付与対象取締役等に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当であることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ています。

### (3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

2016年12月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本新株発行は以下の指針に基づいて決定いたしました。

当社の親会社はソフトバンクグループ株式会社であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、公正かつ適正な取引の維持に努めております。

以上